

改正

平成23年6月30日告示第177号

鈴鹿市企業立地マッチング事業実施要綱

（趣旨）

**第1条** この要綱は、市内に立地を希望し、土地及び建物の情報を求めている企業とそれらの物件の情報を有する宅地建物取引業者等との連携を図ることにより、企業立地の促進及び土地建物の有効活用を図る鈴鹿市企業立地マッチング事業（以下「本事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）立地希望企業 本市への立地を希望し、自ら当該立地に係る不動産を事業の用に供する企業をいう。
- （2）不動産情報 本市内における不動産の売買及び貸借に関する情報をいう。
- （3）宅地建物取引業者等 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する宅地建物取引業者又は法第77条第3項の規定による届出を行った信託会社若しくは同条第4項の信託業務を兼営する金融機関をいう。
- （4）不動産情報提供者 宅地建物取引業者等で、第6条の規定により登録された者をいう。

（取り扱う情報の範囲）

**第3条** 本事業において取り扱う情報の範囲は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1）鈴鹿市工業振興条例（昭和61年鈴鹿市条例第32号）第2条第1号の工場及び物流の事業の用に供する施設の立地に関する情報
- （2）市内の土地及び建物（工場、倉庫及び事務所に限る。）において既に企業立地に適した物件の売買及び貸借に関する情報
- （3）不動産情報提供者との間で媒介契約が締結されている物件に関する情報
- （4）施設の立地が都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）その他の法令（条例を含む。）に抵触しないものであること。
- （5）施設の立地が鈴鹿市都市マスタープラン等の本市のまちづくりの方針に反しないものであること。

（不動産情報提供者の登録）

**第4条** 市長は、原則毎年度1回、市長が定める期間に不動産情報提供者の登録を行うものとする。

（登録の申請）

**第5条** 不動産情報提供者としての登録を希望する者は、不動産情報提供者登録申請書（第1号様式）に宅地建物取引業の免許証等の写しを添えて市長に申請しなければならない。

（登録の要件）

**第6条** 市長は、前条の規定による申請をした者（以下「登録申請者」という。）が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該登録申請者を不動産情報提供者として登録するものとする。

- （1）宅地建物取引業者等であること。
- （2）本市の進める企業立地等に協力する意思があること。
- （3）申請内容をホームページ等で公開することについて、承諾していること。
- （4）電子メール又はFAXによる情報交換に対応できること。
- （5）市外の立地用地等のあっせんを主たる目的としないこと。

（登録等の通知）

**第7条** 市長は、前条の規定による登録を決定したときにあつては、不動産情報提供者登録決定通知書（第2号様式）により、申請の却下を決定したときにあつては、不動産情報提供者登録申請却下通知書（第3号様式）により、登録申請者に通知するものとする。

(登録有効期限)

**第8条** 不動産情報提供者の登録有効期限は、登録の決定の日の属する年度の末日とする。

(登録記載事項の変更)

**第9条** 不動産情報提供者は、第5条の登録申請書の記載事項に変更が生じたときは、不動産情報提供者登録記載事項変更届出書(第4号様式)により速やかに市長に届け出なければならない。

(登録の取消し等)

**第10条** 市長は、不動産情報提供者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第6条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (2) 不正の手段により第6条の規定による登録を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が不動産情報提供者として適当でないと認めるとき。

2 市長は、不動産情報提供者に対して、必要に応じて、宅地建物取引業の免許証の写しその他の資料の提出を求めることができる。

(登録の抹消)

**第11条** 不動産情報提供者は、不動産情報提供者としての登録を抹消しようとするときは、不動産情報提供者登録抹消届出書(第5号様式)により市長に届け出なければならない。

(情報登録の申請)

**第12条** 不動産情報提供者は、市長に不動産情報の提供をしようとするときは、不動産情報登録申請書(第6号様式)に当該不動産情報に係る媒介契約書の写しを添えて市長に申請しなければならない。

2 不動産情報提供者が、前項の規定により申請することができる不動産情報は、第3条各号のいずれにも該当するものに限る。

(情報の登録等の通知)

**第13条** 市長は、前条第1項の規定による申請があったときはその内容を審査し、登録を決定したときにあつては不動産情報登録決定通知書(第7号様式)により、申請の却下を決定したときにあつては不動産情報登録申請却下通知書(第8号様式)により、不動産情報提供者に通知するものとする。この場合において、複数の不動産情報提供者から同一の不動産情報の提供に係る申請があったときは、最も早く申請のあった不動産情報を登録するものとする。

(情報の取扱い)

**第14条** 市長は、前条の規定により登録を決定した不動産情報を保管し、市のホームページ等を通じて立地希望企業に提供するものとする。

(情報の抹消)

**第15条** 不動産情報提供者は、登録された不動産情報を抹消しようとするときは、不動産情報抹消届出書(第9号様式)により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに不動産情報を抹消するものとする。

3 市長は、第1項の規定にかかわらず、第3条の規定に反する事実が生じた場合は、当該不動産情報を抹消することができる。

(情報の有効期間)

**第16条** 登録された不動産情報の有効期間は、第13条の規定による登録の決定の日から3か月間とし、有効期間を経過した不動産情報は、抹消するものとする。

2 不動産情報提供者は、前項の規定による有効期間経過後も継続して不動産情報の提供を希望するときは、不動産情報登録期間延長届出書(第10号様式)に当該不動産情報に係る媒介契約書の写しを添えて市長に届け出なければならない。

3 登録期間を延長する期間は、3か月間とする。

(立地希望企業からの情報提供の申請)

**第17条** 立地希望企業は、不動産情報の提供を受けようとするときは、不動産情報提供申請書(第11号様式)により市長に申請しなければならない。この場合において、第14条の規定により市のホームページに公開されている不動産情報を得ようとする場合は除く。

(情報提供の依頼等)

**第18条** 市長は、前条の規定による申請があったときは、第14条の規定によるもののほか、不動産情

報提供依頼書(第12号様式)により不動産情報提供者に不動産情報の提供を依頼することができる。  
この場合において、立地希望企業の名称、所在地その他秘匿にする必要があると認める事項については、非公開とする。

(市長への報告)

**第19条** 不動産情報提供者は、前条の規定による依頼を受けたときは、依頼のあった日から2週間以内に不動産情報報告書(第13号様式)により不動産情報の有無を市長に報告しなければならない。  
この場合において、不動産情報があるときは、当該不動産情報に係る媒介契約書の写しを市長に提出しなければならない。

2 不動産情報提供者が、前項の規定により報告できる不動産情報は、第3条各号のいずれにも該当するものに限る。

(立地希望企業への情報提供等)

**第20条** 市長は、前条第1項の規定により不動産情報の提供を受けたときは、不動産情報通知書(第14号様式その1)により立地希望企業に不動産情報を提供するものとする。この場合において、複数の不動産情報提供者から同一の不動産情報の提供を受けたときは、最も早く報告のあった不動産情報を提供するものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により不動産情報の提供が得られなかったときは、その旨を不動産情報通知書(第14号様式その2)により立地希望企業に通知するものとする。

(情報提供の継続)

**第21条** 市長は、前条第2項の規定により通知した後においても、立地希望企業からの希望があれば、引き続き不動産情報の提供をすることができる。

(情報の対価)

**第22条** 不動産情報提供者からの不動産情報の提供及び立地希望企業による本事業の利用に関しては、その結果にかかわらず無償とする。

(情報の連絡調整等)

**第23条** 立地希望企業は、公開及び提供された不動産情報について交渉等を行おうとするときは、当該不動産情報を提供した不動産情報提供者へ直接連絡を行うものとする。

2 市は、提供された情報の推奨及びあっせんを行わないものとする。

(状況及び結果報告)

**第24条** 市長は、立地希望企業及び不動産情報提供者に対し、不動産情報の検討状況について報告を求めることができる。

2 立地希望企業は、公開及び提供された不動産情報により契約を締結する見込みがあるときは、その旨を市長に報告しなければならない。

(守秘義務)

**第25条** 立地希望企業及び不動産情報提供者は、本事業の実施に関して知り得た情報を他人に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

(市の責任等)

**第26条** 本事業により行われる情報の提供に関して、当事者間で行われる連絡調整、交渉、契約その他の行為については、市は、一切の責任を負わない。

2 本事業を活用するにあたって、法令その他の条件については、立地希望企業及び不動産情報提供者において、責任をもって確認するものとする。

(委任)

**第27条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

(施行期日等)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(登録有効期限の特例)

2 平成22年3月31日までに不動産情報提供者としての登録が決定された場合における登録有効期限は、第8条の規定にかかわらず、平成23年3月31日とする。

附 則 (平成23年6月30日告示第177号抄)

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

第2号様式（第7条関係）

第3号様式（第7条関係）

第4号様式（第9条関係）

第5号様式（第11条関係）

第6号様式（第12条関係）

第7号様式（第13条関係）

第8号様式（第13条関係）

第9号様式（第15条関係）

第10号様式（第16条関係）

第11号様式（第17条関係）

第12号様式（第18条関係）

第13号様式（第19条関係）

第14号様式その1（第20条関係）

第14号様式その2（第20条関係）